

**実施庁に係る実績評価に関する調査  
<ポイント>  
(調査結果に基づく通知)**

## 背景等

実施庁は、中央省庁等改革の一環として導入された主として政策の実施機能を担う組織

現在、6省庁に8実施庁が設置<sup>(注)</sup>

各省大臣は、実施庁が達成すべき目標の設定と実績の評価・公表

評価方法等は、実施庁の業務に応じ創意工夫

実施庁に係る実績評価の実施状況等を調査

(注) 6省庁8実施庁の内訳:防衛庁(防衛施設庁)、法務省(公安調査庁)、財務省(国税庁)、厚生労働省(社会保険庁)、経済産業省(特許庁)、国土交通省(気象庁、海上保安庁、海難審判庁)

## 調査結果の概要

- |                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 1 目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する規程類の整備 | <ul style="list-style-type: none"><li>一連の手続について規定化しているもの 2省庁</li><li>手続の一部について規定化しているもの 2省</li><li>手続に関する規定なし 2省</li></ul>   |
| 2 目標の設定及び実績の評価の的確かつ効果的な実施        | <ul style="list-style-type: none"><li>目標のすべてについて定量的な指標を設定しているもの 2省(3実施庁)</li><li>現在定量的な目標が設定されていないが、その設定が可能とみられるもの 4省庁(4実施庁)</li><li>有識者等第三者の意見等を聴く機会を設けているもの 2省</li></ul> |
| 3 評価結果等の公表                       | <ul style="list-style-type: none"><li>目標期間終了から実績評価書の公表までに要した期間(平成14年度) 最短1.5か月、最長8か月</li><li>実績評価書の要旨を作成・公表している省庁 なし</li></ul>   |

## 結果の通知

目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する規程類の整備、充実  
可能な限り具体的かつ定量的な目標の設定、第三者の知見の活用  
実績評価書の作成・公表の早期化と要旨の作成・公表

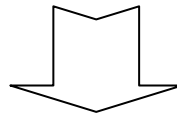
通知先:防衛庁、法務省、  
財務省、厚生労働  
省、経済産業省、  
国土交通省  
通知日:平成16年7月16日

# 1 目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する規程類の整備

## 現 状

目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する規程類の整備状況

- ・ 一連の手続について規定化しているもの 2省庁(防衛庁、財務省)
- ・ 手続の一部について規定化しているもの 2省  
社会保険庁の実績の報告時期及び評価結果の公表時期のみを規定(厚生労働省)  
政策評価の実績評価方式に準じて実施することのみを規定。ただし、具体的な実施手順等の定めなし(法務省)
- ・ 手続に関する規定なし 2省(経済産業省、国土交通省)



## 通知要旨

目標の設定及び実績の評価の実施方法、手順に関する規程類の整備や充実を図ること

## 2 目標の設定及び実績の評価の的確かつ効果的な実施

### 現状

実施庁が達成すべき目標(平成15年度)についての定量的な目標の設定状況

- ・ 目標のすべてについて定量的な指標を設定しているもの 3実施庁(特許庁、気象庁、海難審判庁)
- ・ 目標の一部について定量的な指標を設定しているもの 4実施庁(防衛施設庁、国税庁、社会保険庁、海上保安庁)

(現在定量的な目標が設定されていないが、その設定が可能とみられる例)

- ・ 自衛隊施設に供される行政財産の所管換等に係る事務手続の処理期間(防衛施設庁)
- ・ 国税に関する異議申立案件の3か月以内の処理件数割合(国税庁)
- ・ 政府管掌健康保険事業等の適用率(社会保険庁)
- ・ 地震活動の監視観測地点数(海上保安庁)
- ・ 業務の特性により定量的な目標なし 1実施庁(公安調査庁)

有識者等第三者の意見等を聴く機会を設けているもの 2省(法務省、財務省)

(活用例)

- ・ 「政策評価の在り方に関する懇談会」に目標及び実績評価結果を付議。指標を工夫する余地ありとの意見が出され新たな指標を設定(財務省)

### 通知要旨

所管する個々の実施庁の業務内容を勘案しつつ、

可能な限り具体的かつ定量的な目標の設定に努めること

目標の設定や実績の評価を行う際に、有識者等第三者の知見の活用に努めること

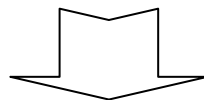
### 3 評価結果等の公表

#### 現 状

目標期間終了から実績評価書の公表までに要した期間(平成14年度)

- ・ 1.5か月(国土交通省)、3か月(防衛庁、財務省)、約4か月(法務省)、約7か月(厚生労働省)、約8か月(経済産業省)

実績評価書の要旨を作成・公表している省庁      なし



#### 通知要旨

実績評価書の作成・公表の早期化を図るとともに、実績評価書の要旨の作成・公表に努めること